

上郷高校跡地利活用方策検討会設置要項

(設置)

第1条 上郷高校跡地利活用の方策を検討するため，上郷高校跡地利活用方策検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は，次に掲げる事項について検討を行い，その結果を市長に報告する。

- (1) 上郷地区のまちづくりを含め，上郷高校跡地利活用の方策に関する事項
- (2) その他上郷高校跡地利活用の方策の検討に関し必要な事項

(組織)

第3条 検討会は，委員20人以内で組織する。

2 委員は，次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 都市計画，まちづくり等の専門的な知識経験を有する学識経験者
- (2) 地域住民
- (3) 民間企業関係者
- (4) 市議会議員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は，検討会の結果を市長に報告したときに終了する。

(座長及び副座長)

第5条 検討会に座長及び副座長を置き，それぞれ委員の互選によって定める。

- 2 座長は，会務を総理し，検討会を代表する。
- 3 副座長は，座長を補佐し，座長に事故があるときは，その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議は，座長が招集する。ただし，座長が選任されていないときは，市長が招集する。

- 2 検討会の会議の議長は、座長をもって充てる。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料の提出又は会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、企画部企画・国際課において処理する。

附 則

この要項は、平成27年7月1日から施行する。